

2011年11月

独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構
作物研究所 所長 寺島一男 様

生活クラブ生活協同組合茨城
理事長 大内 浩子

遺伝子組み換え生物の不適切な使用について抗議し
一般市民への公開説明会開催を要求します

先月10月20日付けで貴作物研究所が、遺伝子組み換え生物の不適切な使用について文部科学省から嚴重注意を受けたとの報道がありました。これは、貴研究所の実験室において、平成19年1月から平成23年5月までの期間、一般的な遺伝子組み換え手法による実験が行われた際、実験室外の廊下にある培養器で遺伝子組換え大腸菌を培養したり、実験中に実験室の扉が解放されたりしており、「遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（カルタヘナ法）に定められた拡散防止措置が執られず、違法に遺伝子組換え実験が実施されていたというものです。

私達生活クラブ茨城は、遺伝子組み換え技術が導入されてより、その実験方法や栽培方法に対する不安や、周辺環境への遺伝子汚染の危惧を抱き、各関係機関へ注意を求めています。

昨年9月には農業生物資源研究所において、遺伝子組み換え温室の天窓が一時開放状態にあったという事件が起こり、文部科学省より嚴重注意を受けたことが大きく報道されました。それにも関わらず同時期に貴研究所においても遺伝子組み換え生物の不適切な使用が行われていたということは、非常に遺憾でとても容認できることではありません。このような事態が専門的な研究所で頻繁に起こるとすることは、遺伝子組み換え技術の取り扱いに対して研究者の認識の甘さ、慎重さの欠如と、研究所としてカルタヘナ法遵守が徹底されていない状況では、市民の不安や懸念が軽んじられていると思われても仕方がないことです。

今回のことは、国からの付託を受けて事務・事業を行う試験研究機関である独立行政法人として、市民の信頼を損なう重大な事態であると重く受け止めていただきたく、強く抗議するものであります。

作物研究所のこの違法な実験に対し抗議すると共に、公開での説明会の開催を要求します。特に以下の点に対し説明を求めます。

- 4年間以上にわたり、違法な実験が放置されてきた原因
- 8月19日に文科省に違法な実験が報告された経緯
- 文科省への報告からつくば市に報告されるまでの2ヶ月間の経緯
- 違法な実験のもたらしうる影響と外部拡散に対する考え方、及び今後の対策